平成２７年（フ）第６９０号
愛知県豊明市沓掛町小所242番地１
債務者　豊錬株式会社
代表者代表取締役　岡本　敏弘
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
４　破産債権の届出期間　平成27年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６６号
名古屋市名東区猪子石２丁目1603番地
債務者　中部国土開発有限会社
代表者清算人　篠田　仁美
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
４　破産債権の届出期間　平成27年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８号
青森県三戸郡三戸町大字二日町13番地５
債務者　有限会社尾本商店
代表者代表取締役　尾本　　幸
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤口　英司
４　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後２時
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
山口県宇部市大字西岐波30番地３、登記簿上の本店山口県防府市栄町２丁目３番１号防府栄町ビル６Ｆ－Ｃ
債務者　株式会社一心
代表者代表取締役　千々松勇治
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒川　裕希
４　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後３時
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
徳島県徳島市国府町中191番地の１
債務者　美馬建設有限会社
代表者取締役　美馬　公武
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　稔男
４　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時15分
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９７１号
東京都小金井市中町３丁目24番９号
債務者　有限会社山恵商店
代表者代表取締役　小笠原信行
１　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　　慎
４　破産債権の届出期間　平成27年７月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１２号
千葉県千葉市中央区新田町33番１号
債務者　株式会社エスアンドエス
代表者代表取締役　小野村修平
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小鍛冶広道
４　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９号
群馬県安中市松井田町松井田403番地
債務者　株式会社櫻井呉服店
代表者代表取締役　桜井邦二三
１　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　仁美
４　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時10分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２３号
岩手県奥州市水沢区字東町４番地
債務者　水沢商店協同組合
代表者代表理事　中目　義壽
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
４　破産債権の届出期間　平成27年７月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時15分
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３０号
大分県宇佐市大字山下289番地の３
債務者　有限会社ハヤシダ
代表者代表取締役　林田　陽子
１　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　康利
４　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５７号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘２丁目７番地21　サクセスヒルズ207号室、前住所茨城県ひたちなか市大字東石川3110番地１　西古内ハイツＤ棟202号
債務者　緑川　敏春
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
茨城県取手市白山３丁目７番17―202号、前住所茨城県取手市白山３丁目７番20号
債務者　賴　　秀梅
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
茨城県取手市井野団地１番６―206号
債務者　中山　　豊
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
長野県安曇野市豊科南穂高543番地　パルデンス細萱３号
債務者　帶刀　光明
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０１号
長野県安曇野市豊科南穂高543番地　パルデンス細萱３号
債務者　帶刀　春子
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
長野地方裁判所松本支部